

## 平成30年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年4月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 平成30年4月10日(火) 午後2時51分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	8番 能登谷 和正
9番 高田 稔	10番 定井 正雄(会長)
11番 梶谷 範雄	12番 野瀬 秀子
13番 横田 幸則	14番 高谷 均(農政担当)
15番 本行 逸	

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

16人

伊丹 良夫	難波 末雄	林 修司	林 斉	宮崎 昭雄
山上 勲	浅野 信之	小西 安彦	小橋 武史	渡邊 則文
植田 忠晴	黒瀬 昭夫	高上 忠義	阿部 英志	風早 克義
若林 勤				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ

- 7 議事録署名委員  
9 番委員 11 番委員
  
- 8 本日の議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 付議事件
    - 議案第 14 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
    - 議案第 15 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
    - 議案第 16 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
    - 議案第 17 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
    - 議案第 18 号 農用地利用集積計画案について
    - 報告第 10 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について
    - 報告第 11 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
    - 報告第 12 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
    - 報告第 13 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
  - 第4 その他
    - 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
    - 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
  
- 9 付議事件及びその結果  
原案どおり可決
  
- 10 議事経過の概要  
次のとおり

## 開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変お忙しい中ご苦勞様です。

新年度を迎えましての初めての総会でございます。

今日は農地利用最適化推進委員の方々と農業委員の合同での総会であります。

よろしくお願いいたします。

また、4月になり非常に暑くなったり、寒くなったり変な天気になっておりますので、体にはどうか留意していただければと思います。

先般、非農地判定のことで市民の方から申し出がありました。委員の皆様方は、農地パトロールを実施するにあたり、苦勞をされているのではないかと思います。農地を守るという考え方もありますし、放置される方もあります。私たちは、農地を大切にしなければならないということは常に思っております。今回、改めて非農地の判定の難しさを感じました。

話は変わりますが、最近、人口のことで気になることがあります。私が住んでいる地域でも空き家になったり、農業従事者の減少など心配なことがあります。3月1日現在の岡山県の人口を調べますと、前月比1,500人の減少ということになります。岡山県は、現在、190万4千964人となっています。県内に15市あるのですが、増加している市はありません。新庄村と奈義町が増加していました。その他の市町村は人口が減っています。人口の減少、農業従事者の減少、空き家対策などさまざまな問題があろうかと思っております。岡山市が72万1千197人、倉敷市が47万6千790人、3番目が津山市で10万1千760人、4番目が総社市となっています。人口減に歯止めをかけようとしても難しい部分もあろうかと思っております。

それでは、平成30年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、農地利用最適化推進委員の方が16人出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、9番委員、11番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしくお願いたします。

**【議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第14号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

**【受付番号64番】**

(農地担当)

それでは、64番、東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

東阿曾の3筆の農地につきましては、渡し人が以前から別の方へ耕作をお願いしていたものであります。今回の受け人は、水田と畑作を中心にされておられます。特にサツマイモ、シイタケなどを中心としてされておられる方であります。また、山林を切り開いて、大規模なソーラー発電もされておられます。受け人と渡し人は近所同士であり、受け人が規模拡大をしたいということで今回の申請に至ったものであります。

地元としては、営農状況等から判断して問題ないと考えています。

以上です。

(農地担当)

東阿曾担当の推進委員であります、林修司委員から補足説明がありましたらお願いをいたします。

(林修司委員)

地元推進委員として確認等いたしました、何ら問題ありません。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、64番は許可されました。

#### 【受付番号65番】

(農地担当)

続きまして、65番の窪木の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(11番委員)

受け人の自宅前に今回の農地があります。家の前になります。

この農地につきましては、渡し人の父親の時から、永小作により受け人が耕作をされていました。受け人の調査事項につきましても問題なく、地元としては現在の状態が続くということで問題ありません。

よろしくお願いたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、65番は許可されました。

#### 【受付番号66番】

(農地担当)

次に、66番、福井の件につきまして、私が担当でありますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

この件につきまして、地元としては問題ない案件であります。

詳しい聴き取りを農地利用最適化推進委員の山上委員がされております。

山上委員よろしくお願ひいたします。

(山上委員)

受け人と渡し人は親戚関係になります。

長年の懸案であった、不形成な農地を今回解消しようとするものであります。

受け人の方は、しっかりと農業をされており、営農等について何ら問題はあります。

よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

#### 【受付番号67番】

(農地担当)

次に、67番、地頭片山の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(14番委員)

風早推進委員から問題ないと聞いています。

(農地担当)

地元の推進委員であります風早委員から報告をお願いします。

(風早委員)

渡し人の方は岡山市に住んでいます。耕作をするために地頭片山まで通っていました。しかし、2年前くらいから体調が優れないということで、農業を辞めるということでもあります。半年ぐらい前に同じ受け人へ譲っています。受け人の方は、現在、●●●●●●●●へ勤務されています。農業も積極的にされています。従いまして、地元としても受け人以外には考えられないと思っています。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、67番は許可されました。

### 【受付番号68番, 91番】

(農地担当)

続きまして、68番と6ページの91番は関連がありますので、一括審議をさせていただきます。

6ページ91番の現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

4月5日に事務局職員、4番委員、10番委員、推進委員の若林委員、風早委員とで現地調査を行いました。

それでは、地頭片山について報告をいたします。

現況は、東が田、西が道路、南と北が田であります。

以上です。

(農地担当)

事務局から、補足説明があればお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2つ以上の公共施設等があることから、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、3条の68番、5条の91番について、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

68番であります。受け人は桃の新規就農ということで、現在、6反強の園地を経営しています。68番の申請地と91番の申請地は一枚の田であります。一枚の田を3条と5条でそれぞれ取得するものであります。68番につきましては現在は田であります。そのままの状態畑として野菜等を栽培するというものであります。また、91番につきましては、住宅を目的として農地転用を行うものであります。

6ページの91番の場合については、北側は畑、南側は田、西側は市道でその西側には水路があ



ります。南側については田が続いていますが、北側及び道路を挟んだ西側については、住宅が建っています。私も申請地を調査しましたが、地元推進委員の風早委員からも説明をお願いしたいと思います。

(農地担当)

地元の風早委員から報告をお願いいたします。

(風早委員)

説明にもありましたように、申請人は山手で桃を栽培しております。このようなことから、山手地内に住宅を建てる所を探しておりました。今回、渡し人との間で話がまとまったようであります。地元としては問題ないと思います。申請とは別になりますが、地元へ若い就農者が増えるということは、とても喜ばしいことでもあります。5条につきましても問題ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(2番委員)

3条と5条の地番は違うのですか。

(14番委員)

一つの筆を分筆したものです。

農地転用する部分が、●●●番●で畑として利用する部分が●●●番●になります。

(2番委員)

畑が狭い部分になるのですね。

(14番委員)

そうです。

宅地の部分が広い部分になります。残った部分を畑として利用するものであります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

5条、91番の件につきましては、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

3条の6 8番、5条の9 1番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第14号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第15号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

説明時には、隣地についての意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

### **【受付番号16番】**

(農地担当)

それでは、4ページの16番、原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

申請地は3反弱で現況は、東側は用水路を挟んで宅地、西が畑、南側が県道、北側は畑です。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

現地の報告をいたします。

東は用水、西は●●●●さんの農地がありますが支障はありません。南は県道で1.3メートルぐらい道が高い状態です。北側は排水路があり、その北側には、私の田があります。その田にも支障はありません。太陽光発電施設の設置なので用水について支障はありません。排水路については、分散して排水路に入ってくることから支障はありません。日照、通風に関しましては、太

太陽光発電施設の設置で高さが2メートル程度であることから、日照、通風は問題ないと思います。土砂の流出等は平地なので支障はないと思います。

総合判断といたしましては、近隣の方々の承諾をいただいています。そして私も隣接する者として承諾をしております。

周辺には影響ないものと思われまます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、太陽光発電施設の設置ですので近隣の方へ申請人から太陽光発電施設を設置することの説明を行っていることの確認をしております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

以上で、議案第15号は終了いたしました。

## 【議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第16号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関しての意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号84番】

(農地担当)

それでは、84番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現地は、広めの畑で角地であります。

現地は東側が水路、西と南側が畑、北側が市道になります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、現地調査でも報告のありましたように、広い畑になっております。その中の一部が今回の申請になっているものであります。現地は保全管理が長期間行われている状況の農地であります。この申請地の周囲は、宅地、市道と渡し人の農地があるような状況であります。渡し人以外の農地はありません。受け人は現在、妻の実家に住んでおられます。その実家の農地を管理することなどの理由で今回の申請になったものであります。

地元としては、農地転用することにより周辺農地等への影響はないものと思っております。

以上です。

(農地担当)

それでは、この地区担当の農地利用最適化推進委員の宮崎委員から報告をお願いいたします。

(宮崎委員)

4番委員の報告のとおりで、地元としては何ら問題ありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない

農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

84番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、84番は許可されました。

#### 【受付番号87番】

(農地担当)

続きまして、87番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現地は、進入路の関係で形が歪になっています。

東、西が田、南側が市道、北側が水路になります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、添付図面を見ていただければと思います。

一部、両サイドが宅地になっております。東側の一部が渡し人の所有農地と建設中の宅地になっています。西側が一部畑と水田であります。南側は市道であります。市道の北側には排水路があります。北側は水田になっています。用水につきましては、残った水田に取水口はありませんがポンプアップすれば北側水路から取水することは可能です。申請地からの排水は進入路を經由して道路の排水路へ接続されることから問題ありません。日照、通風についても問題ありません。土砂の流

出につきましてもコンクリート擁壁を設置することから、土砂の流出はありません。

東側の水田は、渡し人の所有であります。北側の水田は用水、排水とも別の水路がありますので問題ありません。

周辺の状況から判断して、農地転用をしたとしても周辺農地への影響はないものと考えます。

よろしく審議の程お願いいたします。

(農地担当)

この地区担当の推進委員であります、林斉委員から何かありましたらお願いをいたします。

(林斉委員)

11番委員の報告のあったとおりで、私からの補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

87番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、87番は許可されました。

【受付番号88番】

(農地担当)

続きまして、88番、三須の件につきまして現地調査及び地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東が畦道と宅地、西側が田、南側が道路、北側が田になっています。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(6番委員)

現況については、5番委員の報告のとおりであります。

周辺農地の営農への支障についてですが、申請地北側の田の用排水については、北側の用水路を利用しているので問題ありません。申請地からの生活排水については合併浄化槽を設置、雨水については柵を設置し道路の側溝へ排水する計画であります。日照、通風については、建物の高さが7.4メートル程度であること、北側境界から1.2メートルから2.2メートル程度後退させて建築することから、農地への影響を極力ないよう留意するとしています。土砂流出であります。境界に土留めを設置し流出をしないようにしています。

総合判断として近隣の土地所有者へは測量時に立会いをしていただき、申請に対することの下承を得ていること。それと北側田への進入路については、従来から幅員が狭いのですが、進入路に沿って●●●●番●と●●●●番●の2筆の雑種地があるのですが、この2筆を従来から提供しているようで、これまでどおり利用するということとあります。建築中も近隣に迷惑がかからないように留意するということとありますので、特に問題はございません。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

88番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、88番は許可されました。

#### 【受付番号90番】

(農地担当)

続きまして、90番、中央、真壁の件につきまして、現地調査の報告及び地元委員の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現地は、北側が市街化区域になります。現況は、東が田、西が市道、南が田、北側が水路を挟んで市道になります。用水、排水に関しては影響ありません。申請地からの生活雑排水につきましては、公共下水道へ接続、雨水は側溝へ排水する計画になっております。日照、通風につきましては、隣接する農地から1メートルから4.5メートル離して建設するため影響はないものと思われま。土砂等の流出については、コンクリート擁壁を設置することから、問題ないと思います。

総合的に農地転用することにより、周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、概ね500メートル以内に2つ以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。



それでは、採決いたします。

90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、90番は許可されました。

#### 【受付番号92番】

(農地担当)

続きまして、92番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東、西が宅地、南が水路を挟んで市道、北側が宅地になります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

添付図面を見ていただければと思います。

申請地は、●●●●●●の北側になります。申請地につきましては、私も現地調査を行いまして、農地利用最適化推進委員の林斉委員にも現地調査をしていただいております。現地は東側に進入路があり、その東側が田であります。西側が宅地、南側が水路と市道になります。北側が宅地であります。周辺農地への影響ではありますが、用排水につきましては、南側の水路から行っているので問題ありません。申請地からの排水につきましては、南側の水路へ排水する計画になっており問題ありません。日照、通風についても問題ありません。土砂の流出については南側はコンクリート擁壁であることから問題ありません。

周辺は、宅地化が進んでいることなどから、今回の申請による周辺農地への影響はないものと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります林斉委員から、何かありましたらお願いします。

(林斉委員)

11番委員の報告のとおりであります。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、92番は許可されました。

#### 【受付番号85番，86番】

(農地担当)

続きまして、8ページ85番、86番は関連案件でありますので、一括審議とさせていただきます。

なお、7番委員が利害関係人となっておりますので、農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により会場から退室するよう求めます。

#### 【7番委員 退室】

(農地担当)

それでは、85番、86番の軽部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

この件は、既に農業用施設が建っています。

85番の現況は、東は畑、西が市道、南が水路、北側が市道であります。

86番につきましては、東が畑、西が田、南が市道、北が宅地となっています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

85番、86番は受け人が●●●●であります。最初は農業用倉庫として許可申請をしていると思います。その後に拡大していくうちにこのような状態になったものであります。

85番については、最初この場所で、糶すりとかの作業を行っていました。

農地転用することによる周辺農地への影響であります。すでに農業用倉庫を建ててかなりの時間が経過していますが、現在まで周辺農地への影響が認められないことなどから、追認許可しても問題ないと考えています。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

2番委員の説明にもあったように、元々あった農業用倉庫を手続きしないまま拡大していったもので、85番、86番とも始末書が提出されております。

農地区分ですが、85番、86番とも農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで農用地としています。

例外許可規定として農業用施設に該当するものであります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

85番、86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

それでは、7番委員の入室をお願いいたします。

【7番委員 入室】

【受付番号 89番】

(農地担当)

続きまして、89番、三輪の件につきまして、現地調査の報告及び地元委員としての報告を併せてお願いいたします。

(5番委員)

申請地の北側部分を宅地として利用するものであります。

現況は、東側が市道、西側が宅地、南側が畑、北側が水路を挟んで市道になっています。

次に、農地転用することによる周辺農地への影響について報告させていただきます。

今回の申請は、住宅に転用するものであります。

転用後の住宅からの生活雑排水につきましては、公共下水道へ接続、雨水につきましては既存の水路へ接続することから問題ありません。また、日照、通風につきましても問題ないと思います。土砂の流出等につきましては、コンクリート擁壁を設置することから問題ないものと思われま

す。総合判断として農地転用しても周辺農地への影響はないものと思われま

す。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

一部、議案の訂正をお願いいたします。

89番の受け人の●●●●さんと渡し人の●●●●さんが同一人物であるにもかかわらず、受け人側の年齢が間違っていました。正しい年齢は、渡し人に記載されております年齢が正しいということで、年齢の訂正をお願いいたします。

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2つ以上の医療施設、公共施設がある農地ということで第3種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、89番は許可されました。

以上で、議案第16号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第17号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について】**

(農地担当)

次に議案第17号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第17号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について朗読】**

(農地担当)

この件につきましては、4番委員に現地確認等をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は●●●の駐車場から北側になります。約50年位前に鶏舎や牛舎が建てられていたものであります。その建物の下に今回の申請地、道路があったものであります。このようになった経緯については不明であります。道路の上に建物が建っている状態であります。この周辺の土地は、昨年に●●●●が取得しまして、●●●の飼育などの建物が建てられる計画になっています。今回の申請の代替道路として敷地に隣接する形で道路が整備される計画であります。現地の状況からして整備後もあまり利用される方もいないのかなと思っています。地元としては、申請地を廃止しても営農上支障はないと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会として、道路の用途廃止をしても営農上の支障はないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、営農上の支障はないということで報告をさせていただきます。

### **【議案第18号 農用地利用集積計画案について】**

(農地担当)

次に議案第18号、農用地利用集積計画案について議題とします。

4月からの流動化であります。

事務局からの説明の前に、今回の利用集積計画案につきまして、議事参与の制限により、1番委員、3番委員、10番委員、13番委員、15番委員、農地利用最適化推進委員の難波委員、林修司委員、渡邊委員、風早委員の方々は、退室をお願いいたします。

**【1番委員、3番委員、10番委員、13番委員、15番委員、  
難波委員、林修司委員、渡邊委員、風早委員 退室】**

(農政担当)

農地担当も退室されたので、代わって私が進行をさせていただきます。

それでは、議案第18号について、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第18号 農用地利用集積計画案について朗読】**

(農政担当)

ありがとうございます。

議案の内容を確認していただければと思います。

この利用集積案につきまして何か意見等ありませんか。

(4番委員)

契約期間は10年以上も可能なのですか。

(農政担当)

可能であります。

(4番委員)

分かりました。

(農政担当)

他に意見等ありませんか。

(委員)

なし。

(農政担当)

それでは、採決をさせていただきます。

議案第18号の農用地利用集積計画案につきましては、案のとおり決定することによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、議案のとおり決定されました。

それでは、入室していただいでください。

【1番委員，3番委員，10番委員，13番委員，15番委員，  
難波委員，林修司委員，渡邊委員，風早委員 入室】

(農地担当)

次に，報告事項に入ります。

#### 【報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第10号，農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について，事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第10号 報告書について朗読】

### **【報告第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第11号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第11号 報告書について朗読】**

### **【報告第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第12号 報告書について朗読】**

### **【報告第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【報告第13号 報告書について朗読】**

### **【報告事項】**

(農地担当)

24ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。



以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。

開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日の許可件数は、第3条関係が5件、第4条関係が1件、第5条関係が9件でありました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見については、周辺農地等への営農上の支障はないということに決定しました。

農用地利用集積計画案につきましては、案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、休憩いたします。

午後2時40分から再開いたします。

【午後2時33分 から 午後2時40分まで 休憩】

#### 【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4のその他に入ります。

委員の皆様から、その他として報告等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、私から農業委員の皆様には報告があります。

農業委員会は、毎年、「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を作成し公表することとされています。

お手元に、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をお配りしています。

今年度につきましても、運営委員会で、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を作成させていただき、その後の総会で農業委員の皆様へ報告ということでさせていただければと思います。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

なお、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案を作成するにあたり、総会終了後にあっても委員の皆様から意見等あれば運営委員会委員まで意見を申し出るようにしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

#### 【事務連絡】

(会長)

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【平成30年度農業委員会主要活動予定について】

【平成30年度活動記録簿の記入について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

私から委員の皆様へお願いがあります。

農業委員会の総会時には、以前から農業委員等のバッチを付けるようにお願いをしております。

今後とも、よろしく願いいたします。

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

4月になりまして、暑かったり寒かったりしております。早いところでは4月に苗代の準備もする所があるようでございます。

これから益々忙しくなります。

お体に気をつけていただき、来月にお会いしたいと思います。

どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時51分